令和８年（フ）第４４２号
相模原市中央区相生４丁目９番21号　エルドラードフジ相生　303号室
債務者　浪岡聖里菜
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２９３号
岡山県倉敷市東塚２丁目15番23―101号　サンライズ亀甲Ⅱ
債務者　志摩光太郎
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１０３８号
札幌市中央区大通西18丁目２番地７　アジエステート大通西プラザ905号
債務者　髙橋　みほ（旧姓徳田）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４１号
札幌市北区屯田６条２丁目４番６号
債務者　佐藤　公彦
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１７号
北海道千歳市住吉４丁目５番21号　トレビアン203号
債務者　菅谷光一郎
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３１号
札幌市南区澄川５条11丁目４番３―405号
債務者　渡部真結美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４８号
札幌市白石区南郷通９丁目南３番７―402号
債務者　一星　忠則
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５３号
札幌市中央区南４条西８丁目９番地５　ピクシーガーデン資生館203号
債務者　森本　友香
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６６号
札幌市東区北37条東７丁目２番30号
債務者　岡田　夏実（旧姓藤本）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９７号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地56　リラハイツ南２条807号
債務者　小泉修太郎（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２１号
札幌市北区北23条西６丁目１番26―302号
債務者　伊勢　裕也
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３３号
札幌市豊平区中の島２条４丁目６番５号　コーポこまどり205号
債務者　吉田　友輔
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５号
北海道岩見沢市南町４条２丁目１番２号
債務者　矢野　恭平
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９４号
北海道岩見沢市９条東１丁目28番地１
債務者　田尾　敏哉
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９６号
北海道岩見沢市南町８条４丁目５番13号　みかみハイツ３　３号室
債務者　西田　涼一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９７号
北海道岩見沢市日の出台６丁目２番３―602号　市営住宅日の出台団地
債務者　松田　龍巳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２５７号
北海道旭川市南が丘２丁目９番15号
債務者　小松奈保子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
旭川地方裁判所民事部